

## 学校感染症に学生が罹患した場合の取扱いについて

本学では、「学校において予防すべき感染症」（以下「学校感染症」という。）に罹患した場合は、学内感染を予防するため、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」により出席停止としています。

ただし、出席停止により、授業・試験を欠席する学生に対しては、不利益とならないよう、所定の手続きにより配慮します。

### ① 学校感染症の種類と出席停止期間（最新の情報は、大学ホームページで確認してください。）

種類	対象疾病	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種 ※1	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザは除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※2	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1 ただし、症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。

※2 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）

### ② 出席停止となる場合の授業等の取扱い

#### 【授業の取扱い】

◇ 本人から申請があり、認められた場合は、履修上不利益とならないよう配慮します。

#### 【定期試験の取扱い】

◇ 本人から申請があり、認められた場合は、不利益とならないよう配慮します。

### ③ 各種手続・対応等

#### 【大学への連絡】

- ◇ 学校感染症に罹患又は罹患した疑いがある場合は、速やかに学務課に電話等で連絡し、手続き等の指示を仰いでください。

#### 【届出書類等の提出】

- ◇ 大学の指示に従い、以下の種類を、学務課に提出してください。

##### ア 学校感染症罹患に伴う授業欠席届

##### イ 試験欠席承認願

- ◇ 届出書類等の提出は、できるだけ速やかに行うこととしますが、病状等事情も考慮し、事後（治癒後登校時等）でも受け付けます。
- ◇ 届出時、証明書類として、医師の診断書等の添付が必要ですが、第2種の感染症のうち、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、疾患を特定できる薬剤情報、検査結果を提出することにより、診断書等の提出を省略することができます。

#### 【治癒後登校時の連絡】

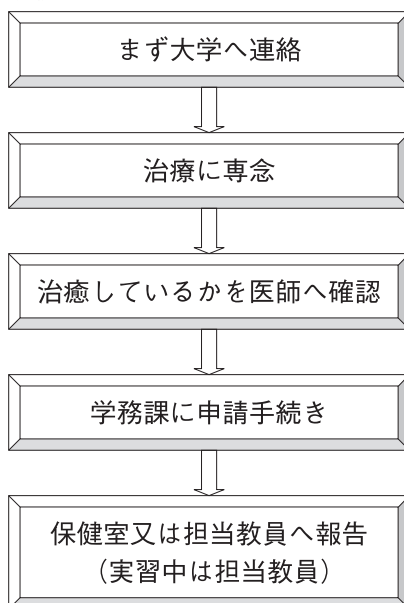
- ◇ 治癒後、登校しようとする場合は、学校医その他の医師において、治癒し登校に支障がないこと及び感染の恐れが無いことを確認のうえ、医師の診断書を学務課に提出し、登校の許可を得る必要があります。
- ◇ ただし、第2種の感染症のうち、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、医師の診断書等の提出を省略し、口頭による報告に代えることができます。

#### 【授業担当教員への連絡】

- ◇ 本人から申請があり、認められた場合、関係教職員等に対して連絡されますが、出席停止期間中に欠席した授業等について、特に何らかの配慮等を求める場合は、各授業の担当教員に、直接その旨を申し出てください。

#### 手続きの流れ

学校感染症にかかったら……



(平日昼間) 学務課：078-925-9404

(休日夜間) 大学代表：078-925-0860

※授業担当教員へ欠席連絡を入れておくこと。

※提出書類等の手続きについて学務課の指示を仰ぐこと。

必ず受診して、治癒し登校に支障がないこと及び感染のおそれがない旨を確認すること。

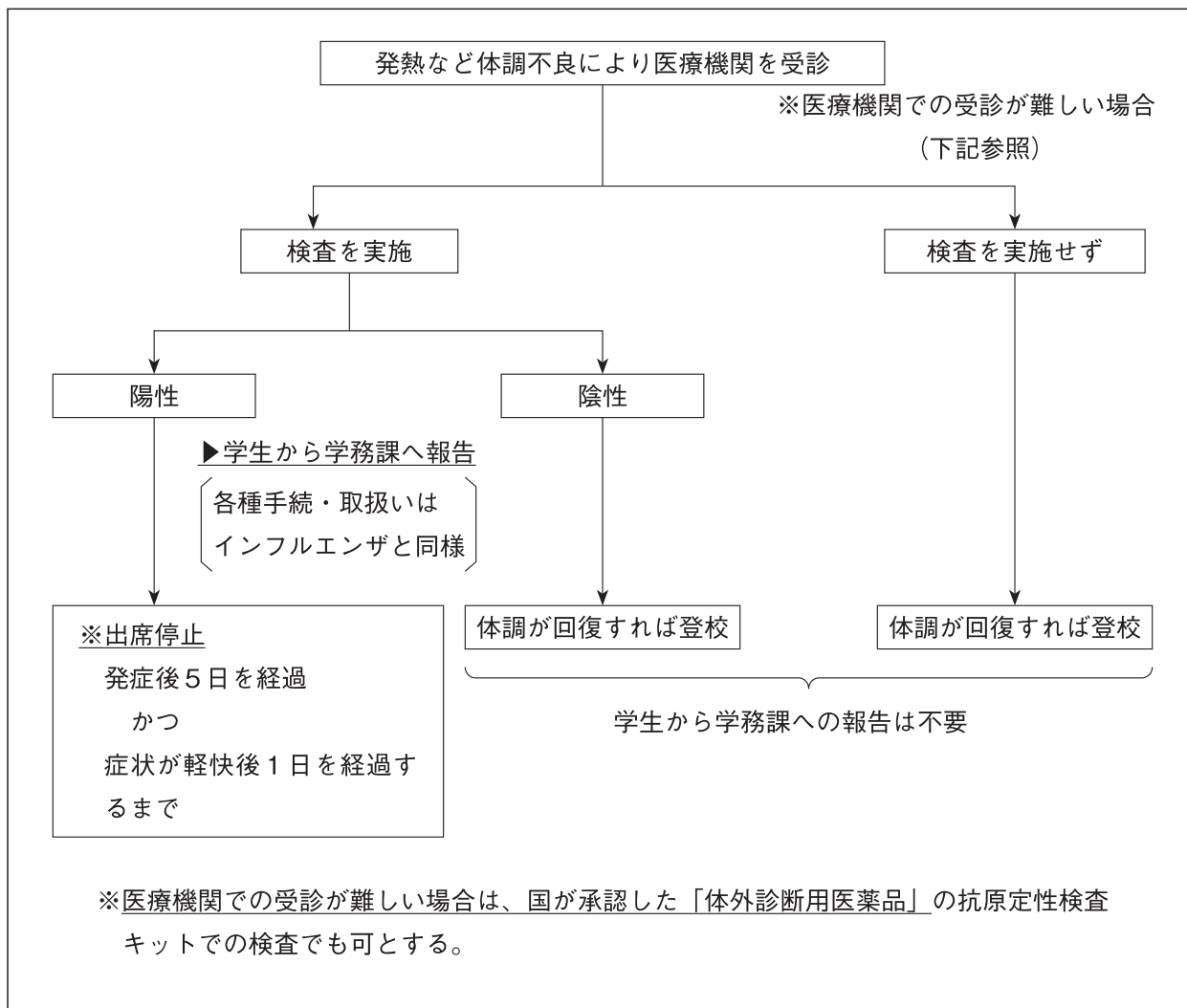
(書類) ●学校感染症罹患に伴う授業欠席届  
又は

●試験欠席承認願

●診断書 (※不要の場合あり)

体調及び医師への確認事項を報告すること。

### 【新型コロナウイルスの罹患が疑われる場合の対応フロー】



### 【検査キットによる検査の場合の届出等について】

検査キットによる検査の場合は、結果を学務課に電話で報告した後、指示に従って下記の届出書類を提出してください。

「授業欠席届」「試験欠席承認願」に添付する、新型コロナウイルス感染症の罹患を特定できる証明書類は、医療機関が発行する薬剤情報、検査結果のほか、次のものをすべて満たした写真でも可とします。

- ① 検査キットの検査結果
- ② 国が承認した「体外診断用医薬品」の抗原定性検査キットであることがわかるもの  
(検査キットの外箱。「研究用」と表示されているものは不可)
- ③ 学生証
- ④ 検査日を表示

★報告・届出は学務課へすること

## 【出席停止期間の目安】

### ◆インフルエンザの場合

原則として発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発熱	解熱 出席停止	平熱	平熱	平熱	平熱	登校可能		
発熱	発熱 出席停止	発熱	解熱	平熱	平熱	登校可能		
発熱	発熱 出席停止	解熱	平熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校可能
発熱	発熱 出席停止	発熱	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校可能

### ◆新型コロナウイルス感染症の場合

原則として発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日（24時間）を経過するまで

発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発熱等 症状有	解熱 症状有 出席停止	平熱等 症状軽快	平熱等 症状軽快	平熱等 症状軽快	平熱等 症状軽快	登校可能	
発熱等 症状有	発熱等 症状有 出席停止	発熱等 症状有	発熱等 症状有	解熱 症状有	平熱等 症状軽快	登校可能	
発熱等 症状有	発熱等 症状有 出席停止	解熱 症状有	平熱等 症状軽快	発熱等 症状有	解熱 症状有	平熱等 症状軽快	登校可能

\* 発症から10日間経過するまでは、マスクの着用を推奨します

## 感染症情報をこまめにチェックしましょう

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

兵庫県立大学ホームページ 重要お知らせ／新着情報

<https://www.u-hyogo.ac.jp/>